

富山市上下水道局建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱い試行要領

平成25年3月25日決裁

1 趣旨

この要領は、富山市上下水道局が発注する建設工事に係る委託業務の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が200万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（以下「適用業務」という。）の入札を対象とする。

3 最低制限価格

- (1) 適用業務の入札に当たり、最低制限価格を定め、予定価格調書にその価格を記載する。
- (2) 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 測量調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

オ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 特別経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

4 入札参加者への周知

適用業務の指名通知書又は入札公告に、最低制限価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定

- (1) 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいない時は、原則として入札を不調とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、富山市建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱い試行要領の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。